

騒音・振動特定施設(騒音・振動規制法)及び騒音指定施設(福島県条例)一覧

施設名	騒音 規制法	振動 規制法	福島県 条例
金属加工機械			
・圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)			
・製管機械			
・ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)			
・液圧プレス(矯正プレスを除く)			
・機械プレス(騒音:呼び加圧能力が294kN(30重量t)以上のものに限る。)			
・せん断機(騒音:原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。振動:原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。)			
・鍛造機			
・ワイヤーフォーミングマシン(振動:原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る)			
・プラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)			
・タンブラー			
・切断機(といしを用いるものに限る。)			
圧縮機等			
・圧縮機(コンプレッサ)(騒音:空気圧縮機であって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。振動:原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)			
・送風機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)			
土石用又は鉱物用機械			
・破碎機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)			
・摩砕機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)			
・ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。県条例:飼料・有機質肥料製造用又は農薬製造用も含む。)			
織機			
・織機(原動機を用いるものに限る。)			
建設用資材製造機械			
・コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。)			
・アスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)			
・コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力が2.95kW以上のものに限る。)			
・コンクリート管製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)			
・コンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。)			
穀物用製粉機			
・穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)			
木材加工機械			
・ドラムバーカー			
・チップパー(騒音:原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。振動:原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)			

騒音・振動特定施設(騒音・振動規制法)及び騒音指定施設(福島県条例)一覧

施設名	騒音 規制法	振動 規制法	福島県 条例
・碎木機			
・帯のご盤(製材用のものにあつては、原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては、原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)			
・丸のご盤(製材用のものにあつては、原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては、原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)			
・かな盤(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)			
抄紙機			
・抄紙機			
印刷機械			
・印刷機械(騒音:原動機を用いるものに限る。振動:原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)			
ゴム練用又は合成樹脂用機械			
・ロール機(カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)			
合成樹脂用射出成形機			
・合成樹脂用射出成形機			
鋳型造型機			
・鋳型造型機(ジヨルト式のものに限る。)			
エンジン			
・ガソリンエンジン(定格出力が7.5kW以上のものに限る。)			
・ディーゼルエンジン(定格出力が7.5kW以上のものに限る。)			
冷凍機			
・冷凍機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)			

(参考)1kW(キロワット) = 1.360PS(1PS = 0.7355kW) 7.5kW 10.2PS

『福島県振動防止対策指針』で定める振動施設については、振動規制法を準用している。